

# 告 示

## 埼玉県告示第千十二号

測量計画機関である三郷市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十九年九月十五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

三郷市

二 作業種類

公共測量（デジタル撮影・地上画素寸法十二センチメートル）

三 作業地域

三郷市全域

四 作業期間

平成二十九年十月一日から平成三十年三月三十日まで